

船舶事故調査報告書

令和4年9月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和4年1月6日 10時05分ごろ (死亡時刻：1月6日 15時37分)
発生場所	香川県東かがわ市三本松港北北東方沖 三本松港一文字防波堤西灯台から真方位015° 2.6海里 (M) 付近 (概位 北緯34° 18.0′ 東経134° 21.5′)
事故の概要	漁船 ^{ゆたか} 豊丸は、定置網を揚収中、甲板員がVローラに右腕を挟まれて死亡した。
事故調査の経過	令和4年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 豊丸 6.2トン KA2-1392（漁船登録番号）、個人所有 14.95m (Lr) × 3.65m × 0.90m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和62年9月15日
乗組員等に関する情報	船長 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年11月20日 免許証交付日 令和3年11月9日 (令和8年11月19日まで有効) 甲板員A 76歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか2人（以下「甲板員B」及び「甲板員C」という。）が乗り組み、三本松港北北東方沖に残置された4段の定置網を撤去する目的で、令和4年1月6日08時00分ごろ、三本松港を出港した。 本船は、09時50分ごろ定置網付近に到着後、南北に展張され、東西に並べられた定置網4段の東側から3段目と4段目の網の間に船

首を北方に向け、それぞれの段の定置網の上部に張られたロープに係留索を掛けて係留した。

本船は、船首側に係留していた僚船の支援を受けながら、その4段目（左舷側）の定置網（以下「本件4段目網」という。）を、その上部に付けられた3本の揚収用の索を巻いて、上部を海表面付近まで引き揚げた。

その後、船長は、左舷船首部において、本件4段目網を構成している4つの網の連結に使用されている3つの索（長さ約35m以上）のうち船首側の索（以下「船首側連結索」という。）を解く作業を行った。

甲板員Aは、左舷中央部において、中央の網（船首側から2番目と3番目の網）の連結に使用されている索（以下「本件連結索」という。）を解いて可動式Vローラ（以下「本件Vローラ」という。）に通して取り込み、甲板員Bが、右舷側の滑車を通り船尾部に伸ばされた本件連結索の末端側を、右舷船尾部のキャプスタンで巻き取っていた。（図1、図2、写真1参照）

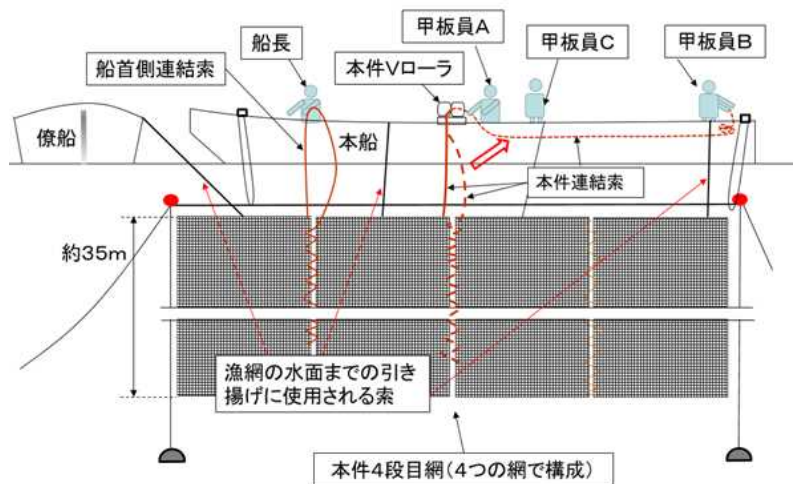


図1 本件連結索揚収時の状況（左舷側から見た図）

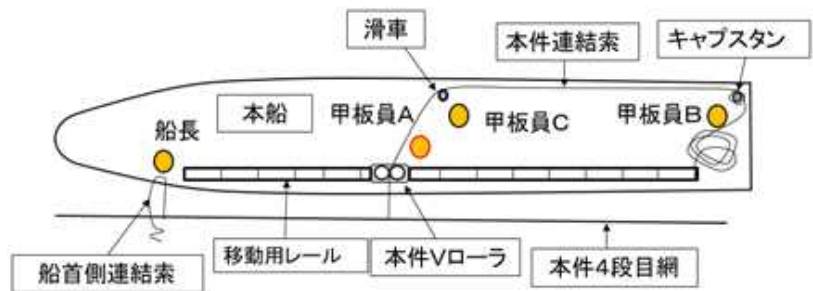


図2 本件連結索揚収時の状況（上方から見た図）

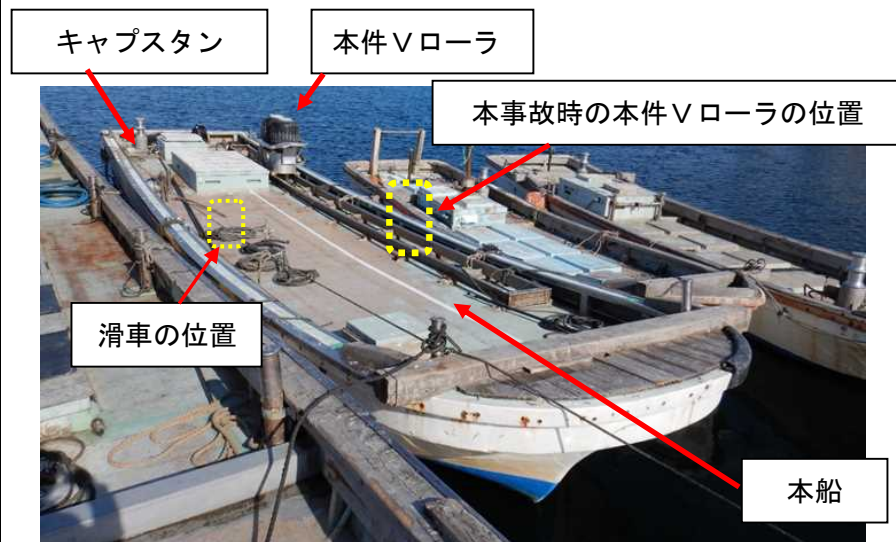


写真1 本船

船長は、甲板員Aが本件連結索を船内に取り込む作業が終わりそうだったので、本件連結索が本件Vローラから外された後、時間を空けずに本件Vローラを船首部に移動して、速やかに船首側連結索を本件連結索と同様に船内に取り込もうと思い、船首側連結索を外す作業を急いでいた。

船長は、本件連結索及び船首側連結索などを外した後、船首側の2つの網を揚げ、続いて、船尾側の網の連結索などを外して、船尾側の網を揚げようと思っていた。(図3参照)

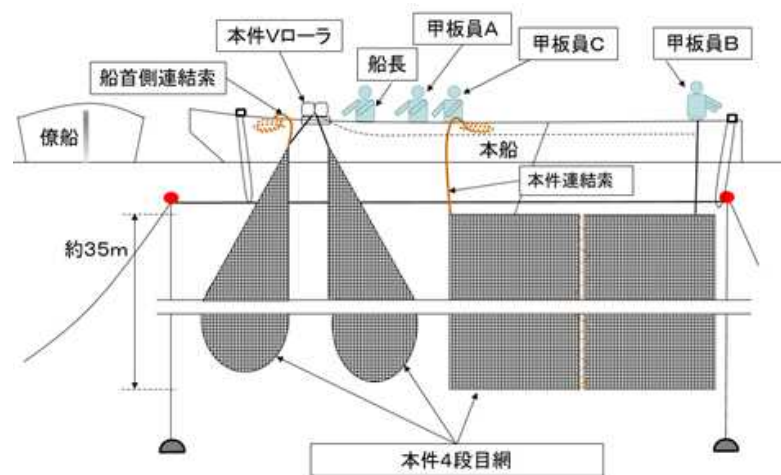


図3 船首側の2つの網を揚げている状況

甲板員Bは、甲板員Aから、本件連結索の取り込みが終わり、海表面上に上がってきた漁網を仮止めしたとの合図があったので、右舷船尾部で本件連結索の端末側を整理していたところ、10時05分ごろ甲板員Aの唸り声を聞き、甲板員Aの右腕が右肩の辺りまで本件V口

ーラ上部に巻き込まれているのを認めた。

甲板員Aの後方の右舷側で下を向いて別の作業をしていた甲板員Cが、甲板員Aの唸り声に気付いてすぐに駆け寄り、巻き出しの状態になっていた本件Vローラの操作レバーを停止とし、続いて、同様に気付いて駆けつけて来た船長が、同操作レバーを巻き込みとして甲板員Aの右腕を離脱させたところ、甲板員Aが仰向けに倒れた。(図4参照)

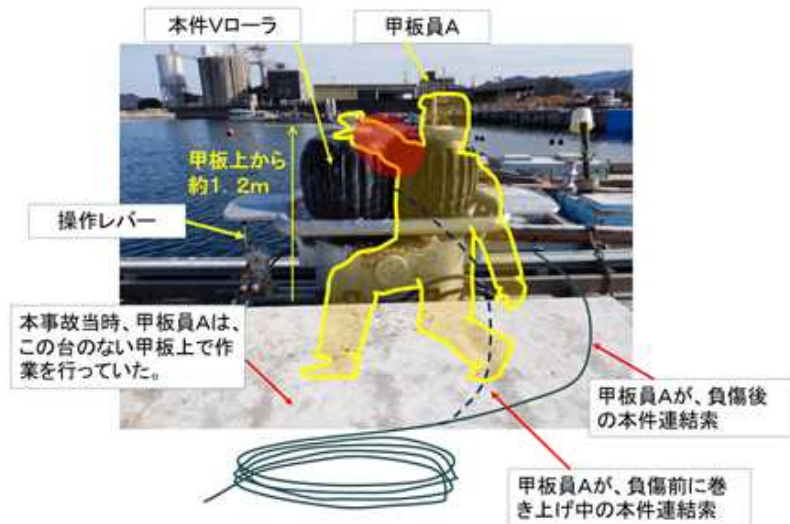


図4 甲板員Aの右腕が本件Vローラに巻き込まれた時の状況
(イメージ)

船長は、自分の家族に連絡して、負傷者が発生して帰港するので、救急車を要請するように指示し、速力の速い別の僚船に移乗して本船をえい航して帰港し、甲板員Aは、待機していた救急車で県内の病院に搬送された後、死亡し、肺損傷、両側血気胸、第2-3腰椎離断、腸腰筋損傷、右腎損傷及び肝損傷による出血性ショックによる死亡と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

甲板員Aは、本事故当時、上半身はヤッケの上に袖口の広い雨着、軍手を着用していた。

甲板員Aは、日頃は自身の所有する漁船で漁をしていたが、定置網の撤去作業の際には、いつも本船に乗り込んで手伝っていた。

甲板員Aは、本事故当時、健康状態は良好であった。

本船において、本件Vローラで取り込んだ索を、本件Vローラから外す際には、甲板員が、本件Vローラを停止してから、当該索を片方の手で持ち、もう一方の手で操作レバーを巻き出しとして海側に回転させて、当該索を本件Vローラの上方にかわして外すように作業を行っていた。

船長は、本事故時、本件Vローラが巻き出しに回転し、本件連結索

	<p>が本件Vローラから外れた状態で、甲板員Aの右腕が本件Vローラの中に挟まれていたので、甲板員Aが、本件連結索を右手に持ち、本件Vローラの上から舷側に出して船尾側にかわして外そうとした際、雨着の右袖と共に右腕がVローラに巻き込まれて挟まれたのではないかと思った。(図5参照)</p> <p>図5 甲板員Aが行おうとしていたと思われる作業</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、肺損傷等による出血性ショック死であった。</p> <p>甲板員Aは、本船が三本松港北北東方沖に設置された定置網に係留中、本件4段目網の揚収に伴い、本件Vローラを海側に回転させて本件連結索を外そうとした際、右腕が本件Vローラに挟まれたことにより負傷し、病院に搬送された後、死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件Vローラが巻き出しで海側に回転した状態で、本件連結索が外された状態で右腕が本件Vローラの中に挟まれていたことから、本件連結索を本件Vローラから外そうと、本件連結索を右手で持ち、本件Vローラの上から舷側に出して船尾側にかわそうとした際、右腕が巻き込まれた可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aの右腕が、本件Vローラの中に挟まれた際の状況については、雨着の右袖などがVローラに巻き込まれたことから、右腕も巻き込まれて挟まれた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が三本松港北北東方沖に設置された定置網に係留中、甲板員Aが、本件4段目網の揚収に伴い、本件連結索を、本件Vローラから外そうとした際、海側に回転していた本件Vローラに右腕が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船上でVローラに通した索を外す時には、Vローラからできるだけ体を離し、Vローラの中に巻き込まれるような服装や装具を避けること。また、雨着などを着用せざるを得ないときには、袖などローラに引き込まれ易い部分を締めるなどの措置を行ってから、作業を行うこと。・ 船長は、Vローラを使用して作業を行う者に対して、巻き込まれることを防止する服装を着用するように徹底させること。また、Vローラに通した索を外す作業を行う時には、他の作業員に監視させることが望ましい。 |
|--|--|

付図1 事故発生場所概略図

